

市・県民税の申告期限を1か月延長します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年2月27日に国において所得税の確定申告期限を1か月延長し、令和2年4月16日(木)までとする発表がありました。

本市としても、市・県民税の申告期限を1か月延長し令和2年4月16日(木)まで受け付けます。申告会場の混雑緩和により、感染拡大防止に取り組みます。

1 申告期限

(変更前) 令和2年3月16日(月) (変更後) 令和2年4月16日(木)

2 3月17日(火)～4月16日(木)まで申告受付窓口

	申告受付窓口	受付時間
緑区	緑市税事務所(緑区合同庁舎5階)	午前8時30分 ～午後5時
中央区	市民税課(市役所第2別館1階)	
南区	南市税事務所(南区合同庁舎3階)	

土曜日、日曜日、祝日の受付は行っていません。

城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンターでも申告が可能です。

3月16日(月)までの会場の詳細は、広報さがみはら(2/1号)や相模原市のホームページにて案内しております。

3 その他

市・県民税の申告は、郵送でも提出が可能です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り郵送での申告を推奨しております。

申告書の様式は相模原市ホームページからダウンロードできます。また、「市・県民税(住民税)の試算システム」は住民税の税額の試算や申告書の作成が可能です。

「市・県民税(住民税)の試算システム(外部リンク)」

https://cloud-service.sunnet.co.jp/jcloud_sagamihara/

郵送先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 市民税課 賦課班
所得税の確定申告は相模原税務署での受付となります。

(問い合わせ先)

担当 市民税課

電話 042-769-8221